

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年5月29日
【発行者の名称】	株式会社リビングハウス (LIVING HOUSE Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 甲介
【本店の所在の場所】	大阪市西区南堀江二丁目10番8号
【電話番号】	06-6531-0522 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 本部長 山崎 章範
【担当J-Adviserの名称】	株式会社SBI証券
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.sbisec.co.jp/
【電話番号】	03-5562-7210 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社リビングハウス https://www.livinghouse.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第73期
決算年月	2026年 2 月
売上高	(千円) 6, 129, 449
経常損失 (△)	(千円) △85, 077
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円) △129, 757
包括利益	(千円) △129, 757
純資産額	(千円) 78, 916
総資産額	(千円) 4, 565, 036
1 株当たり純資産額	(円) 74. 57
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	(円) — (—)
1 株当たり当期純損失 (△)	(円) △125. 10
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円) —
自己資本比率	(%) 1. 7
自己資本利益率	(%) △167. 8
株価収益率	(倍) —
配当性向	(%) —
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 211, 786
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △236, 198
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 479, 195
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) 1, 050, 239
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	237 (人) (43)

(注) 1. 第73期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 従業員は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）は、年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

4. 株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事業の変遷
1942年 3 月	家具製造・卸の個人営業を開始
1954年 6 月	大阪市浪速区稲荷町に共栄洋家具株式会社を設立
1954年 8 月	大阪市西区南堀江の家具問屋商店街にショールームを開設
1971年10月	本社を大阪市西区南堀江立花通りへ移転し、家具小売りを開始
1976年 6 月	共栄家具株式会社に社名変更
2000年 5 月	株式会社リビングハウスに社名変更
2011年 1 月	北村甲介が代表取締役社長に就任
2012年10月	ショップブランドを「LIVING HOUSE.」に変更 「LIVING HOUSE. アーバンドックららぽーと豊洲店」オープンで関東に進出
2013年 2 月	東京事務所を開設
2016年 7 月	世界に250店舗以上展開するドイツの家具・インテリアブランド「KARE」と国内販売における独占契約締結
2019年 5 月	コインスペース株式会社と資本業務提携契約を締結し、コワーキングスペースへのオリジナル家具・什器の開発・製造を実施
2020年 9 月	「LIVING HOUSE. 愛知東郷店」オープンで中部地区に進出
2021年 5 月	「LIVING HOUSE. BAZAR BOX マリノアシティ福岡店」オープンで九州地区に進出
2022年 9 月	株式会社カヤックの資本参加を契機に業務提携契約を締結
2022年12月	四国初出店を徳島県徳島市の商業施設「アミコ」にオープン。徳島市と地域の活性化やSDGsの推進を目的とした包括連携協定を締結
2023年 1 月	鳥取県米子市の百貨店「J U 米子高島屋」の最上階フロア全体リニューアルをプロデュース
2023年 1 月	イタリアの高級家具ブランド「Edra」と日本唯一の正規代理店契約を締結
2023年 6 月	富裕層向けマーケティングチャネルを開拓することを目的として、高級宿泊施設を運営する株式会社くらつぐへ資本参加
2024年 8 月	株式会社センブレデザインへ資本参加し、協業によるショップインショップ「/SEMPRE」を開始
2025年 9 月	株式会社センブレデザインの全株式を取得し、連結子会社化
2025年10月	Edra日本初のショールーム「Spazio Edra Tokyo Aoyama by LIVING HOUSE.」をオープン

3【事業の内容】

当社は1942年に家具製造業として創業し、現在では直営店でのインテリアの小売販売を中心としたライフデザインプラットフォーム事業を展開しております。国内のインテリアに対する一人当たりの消費額は欧米と比較して、1/3程にとどまっております（注）が、当社はミッションに“日本を「空間時間価値」先進国に”を掲げ、商業施設への出店と独自商品の開発、潜在需要にアプローチする接客提案型の販売を通して、自社の成長のみならず、国内市場の拡大を目指しております。

なお、当社はライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントである為、セグメントの記載を省略しております。

（注）矢野経済研究所による日本のホームファッション小売市場規模、およびGrand View Research等による米欧の家具市場規模に関する公開推計データをもとに、各地域の人口から当社にて算出。

（1）事業の概要

全国32店舗の家具・インテリアの直営店に加え、2つのオンラインショップ「LIVING HOUSE.」「KARE」を運営しています。加えて、契約を締結したパートナー企業の資金やアセットを活用して、当社がプロデュースしたショップをつくり、パートナー企業の人員でショップ運営を行うパートナーショップが全国5店舗ございます。

これらの店舗ではファミリー層を主たるターゲット層として、トレンド感のあるオリジナル商品及び当社が選定したセレクト商品を中心に販売しています。オリジナル商品の製造は国内外の協力工場に製造を委託するファブレス型を採用しています。2021年までは政令指定都市近郊の商業施設への出店を中心としていましたが、2022年に地方部への出店を開始しています。ホテルや学生寮、マンションや戸建てのモデルルーム等を顧客とする、法人販売も行っています。

2023年にはアッパー層へのターゲット層拡大を目的として、一点当たり数百万円単位の商品ラインナップを有するイタリア トスカーナ地方発のラグジュアリーファニチャーブランド「Edra」の取扱いを開始しております。

マーケティングについては、SNSやウェブ広告、LINE CRMなどの運用業務の多くをインハウスにて実施しており、培ったノウハウをライフスタイルに関連するメーカーやD2C企業のマーケティング支援の有償サービスとして提供しております。

認知拡大に伴い、ホテルや学生寮、マンションや戸建てのモデルルーム等を顧客とする、法人販売部門の売り上げも増加しております。

[直営店舗数]

2026年 2月28日現在

地区	店舗数	店舗
リビングハウス・KARE（直営店）		
北海道・東北地区	2店舗	LIVING HOUSE. アリオ札幌店 LIVING HOUSE. イオンモール仙台上杉店
関東地区	12店舗	LIVING HOUSE. アーバンドックららぽーと豊洲店 LIVING HOUSE. コピス吉祥寺店 LIVING HOUSE. ららぽーと立川立飛店 LIVING HOUSE. 横浜ベイクォーター店 LIVING HOUSE. コクーンシティさいたま新都心店 LIVING HOUSE. ららぽーと富士見店 LIVING HOUSE. レイクタウン店 LIVING HOUSE. 幕張店 KARE青山店 LIVING HOUSE. イオンモール太田店 LIVING HOUSE. ららぽーと湘南平塚店 LIVING HOUSE. ららぽーと海老名店
中部地区	6店舗	LIVING HOUSE. ららぽーと名古屋みなとアクルス店 LIVING HOUSE. ららぽーと愛知東郷店 LIVING HOUSE. イオンモール豊川店 LIVING HOUSE. イオンモール浜松市野店 LIVING HOUSE. ららぽーと安城店 LIVING HOUSE. Bazar Box 三井アウトレットパーク岡崎店
関西地区	5店舗	LIVING HOUSE. 堀江店 LIVING HOUSE. salone/LIVING HOUSE. Spazio Edra Osaka LIVING HOUSE. ららぽーとEXPOCITY店 LIVING HOUSE. 阪急西宮ガーデンズ店 LIVING HOUSE. なんばパークス店
中国・四国地区	3店舗	LIVING HOUSE. 広島T-SITE店 LIVING HOUSE. イオンモール広島府中店 LIVING HOUSE. 徳島アミコ店
九州地区	4店舗	LIVING HOUSE. ららぽーと福岡店 KARE BiVi 福岡店 LIVING HOUSE. 長崎スタジアムシティ店 KARE/LIVING HOUSE. MARK IS 福岡ももち店
合計	32店舗	

[パートナーショップ店舗数]

2026年 2月28日現在

リビングハウス（パートナーショップ）		
中部地区	1店舗	LIVING HOUSE. ふとんタナカ金沢本店
関西地区	1店舗	LIVING HOUSE. 和歌山店
中国・四国地区	1店舗	LIVING HOUSE. JU米子高島屋店
九州地区	2店舗	インハウス久永 with LIVING HOUSE. 天文館店 インハウス久永 with LIVING HOUSE. イオンモール鹿児島店
合計	5店舗	

店舗写真(ららぽーと福岡店:2022年4月)



(2) 事業の特徴

(ア) 接客提案型販売

お客様の理想のライフスタイルをヒアリングし、提案を行う「接客提案型販売」を当社の特徴としております。2023年には販売員やアドバイザーに自分の希望や潜在ニーズをふまえた提案を求める人が約7割(注)に上っています。(注)野村総合研究所「生活者年末ネット調査」をもとにした日経MJ(2023年11月6日発刊 第1面)特にお客様ご自身だけでのインテリアコーディネートは購入頻度が低いことなどから、非常に難易度が高いと考えております。

接客販売スタッフを「空間時間デザイナー」と呼び、お客様との会話を重ね、ライフスタイルを理解した上で、「未知(ご自身だけでは選べなかった挑戦的な選択肢)」をプラスワンしたご提案を行なっております。

① 高い専門性

入社後半年以上の空間時間デザイナーの全員が、住生活に関わる商品の知識や販売技能を問う資格である「リビングスタイリスト(主催:一般社団法人日本ライフスタイル協会)」を保有する等、専門性を有しています。

② LINEを活用したオンライン接客

ご来店いただき、初めて接客提案させていただいてから購入に至るまでのお客様の平均検討期間は2026年2月期の1年間でおおよそ36.5日であり、その期間においてはLINE CRMを活用して1to1のオンライン接客を実施しています。オンライン接客では購入見込み顧客からのインテリア相談の受付や、店頭で提供している3Dシミュレーターを用いた家具を配置した部屋の3Dイメージ図の送付等のサービスを行っています。

③ マネジメント体制

自社開発のセールスイネーブルメント(※)ツール「compass」を活用して、検討フェーズごとの顧客数や移行率を可視化しています。こうしたデータをKPIとして管理しており、トップパフォーマー分析やスタッフの日々の行動の確認とフィードバックを実施することで、サービスの標準化を図っております。

(※) セールスイネーブルメント：営業組織を強化・改善するための取り組み

④ 教育制度

スタッフの接客提案力向上を実現することを目的として「成長デザイン部」を設置しており、体系化された教育と、個別課題に合わせたフォローアップをスーパーバイザー・店長経験者などの専任メンバーが行っております。基本的な知識の習得にはE-learningや個別研修を活用し、商品・空間コーディネーターに関する知識や、接客スキルの向上を図ることで、再現性の高いサービス提供を可能にする取り組みを行っています。より実践的な内容を補完するプログラムや、社員同士のコミュニケーションを目的とした研修はオフラインで実施し、プレゼンテーション力やエンゲージメントが向上する環境をつくっています。さらに、マネジメント職やその候補者等に対しては、マネジメント力やビジネススキルを身につける研修も実施しています。

(イ) 独自性の高い自社商品

デザイン・品質・価格のバランスがとれているオリジナル商品と、他社で取り扱いがなく自社でしか販売していない海外ブランドの商品を「自社商品」と定義しています。価格帯はソファで20万円台～800万円台まで幅広く、アッパーマス層～アッパー層向けの商品構成であり、その販売額はライフデザインプラットフォーム事業全体の売り上げの60%以上(注)を占めており、商品の独自化を推進しています。

(注) 2025年3月～2026年2月末の間の家具販売数のうち、自社商品の販売数を元に計算

① オリジナル商品の開発

国内外の提携工場で生産しております。トレンドとお客様の声を掛け合わせた企画を実施しており、近年ではデンマークのデザイナーと独自企画商品の開発を実現させる等、多様なエッセンスを取り入れながら、商品力の強化を図っています。自社開発であるため、細やかなトレンドの変化に合わせて規格の調整ができるため、需要に応えた商品開発を図っております。

② 日本未進出ブランドのインキュベーション

国内正規代理店が存在していなかったブランドの中で、個性的なデザインで世界50か国200店舗以上を展開しているKARE(ドイツ)とは独占販売契約、Edra(イタリア)とは国内唯一の正規代理店契約を締結しています。ブランドごとの特徴を活かしながら、マーケティングや品質管理、商品選定等で国内消費者向けにローカライズを施しています。

当社は今後もブランドインキュベーション(※)に継続的に取り組み、新たな需要の発掘を行っていきます。

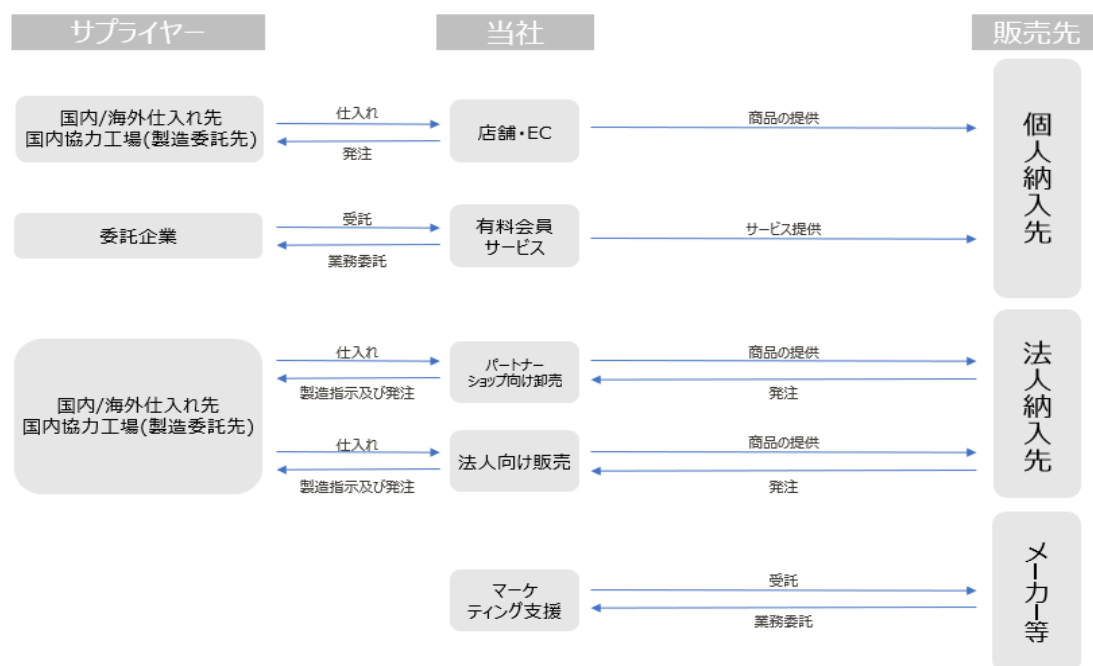
(※) ブランドインキュベーションとは、新しいブランドを開発し、市場に導入するプロセスのことです。このプロセスでは、商品やサービスの開発からブランドのマーケティング戦略の策定、販売計画の立案等が含まれます。

(ウ) 商業施設中心の出店戦略

メインターゲットであるファミリー層の集客が見込める大型ショッピングモール等の商業施設を中心に出店を行っています。そのため、需要が顕在化したタイミングでの第一想起を得やすいだけでなく、家具の購入予定がない潜在需要顧客にもリーチすることができ、幅広いテイストの商品構成や接客活動を通して、買い替えや買い足し需要を創造することを店舗販売戦略の中心に据えております。

幅広いテイストの家具を取り扱っていることにより、特定の内装を施工しなければならないという制約がなく、低コストでの出店が可能です。また、店舗ごとのマーケット環境を分析し、地域の特性や消費行動に合わせて個店ごとに最適化することができます。店舗のサイズも50坪～240坪とバリエーション豊かであり、どのような店舗区画においても出店検討ができるため、商業施設に空き区画が発生し、テナント誘致を検討する際に優先的に声がかかりやすい状況となっております。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社センプレデザイン	東京都目黒区	98,645	家具等の販売	100.0	当社との商品の売買 取締役の兼任

(注) 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ライフデザインプラットフォーム事業	237 (43)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(2) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
214(38)	31.87	6.13	4,413,416

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。
5. 従業員数の増加の主な要因は、業容の拡大に伴い採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は形成されておきませんが、労使関係は安定しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 当期の経営成績の概況

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社は、2025年9月1日を取得日として株式会社センブレデザインを連結子会社化し、当連結会計年度より連結財務諸表作成会社に移行いたしました。従いまして、前連結会計年度の連結財務諸表を作成しておりませんので、これらとの比較分析は行っておりません。

当連結会計期間におけるわが国経済は、継続的な賃上げによる所得環境の改善が見られる一方で、日銀の金融政策転換に伴う金利環境の変化や、物価上昇による消費者の生活防衛意識の高まりが交錯し、選択的消費の傾向が顕著となっております。さらに、地政学リスクの長期化や為替相場の変動など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

家具・インテリア業界におきましては、物流業界における人手不足に端を発する配送コストの恒常的な上昇に加え、輸入原材料価格の高止まり、倉庫・店舗・オフィス等の賃料コストの上昇が事業環境の課題となっております。また、人材獲得競争の激化に伴う人件費の増加等により、依然として厳しい競争環境が続いております。

こうした環境の中で、当社は“日本を「空間時間価値」先進国へ”というミッションのもと、持続的かつ安定的な成長の実現に向け、上質な空間提案力の強化と魅力的な商品ラインナップの拡充に尽力してまいりました。当連結会計期間におきましては、将来のさらなる飛躍を見据え、新規契約ブランドの認知拡大に向けた先行投資を積極的に実施するとともに、ラグジュアリーファニチャー事業における路面旗艦店を出店いたしました。しかしながら、当該旗艦店のオープン時期に遅れが生じたことに加え、急激な円安の影響に伴い売上総利益率が悪化しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は6,129,449千円、営業損失57,111千円、経常損失85,077千円、親会社株主に帰属する当期純損失129,757千円となりました。

ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントである為、セグメントの記載を省略しております。

(2) 当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、1,050,239千円となりました。なお、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果、211,786千円の収入となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失86,961千円、契約負債の増加による収入148,812千円等の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果、236,198千円の支出となりました。これは主に、新店舗のオープン等に係る有形固定資産の取得による支出162,977千円、保証金差入れによる支出37,775千円等の計上によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果、479,195千円の収入となりました。これは主に、長期借入れによる収入1,060,000千円、長期借入金の返済による支出499,327千円等の計上によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社はライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであり、当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。

事業の名称	売上高（千円）	前年同期比（％）
ライフデザインプラットフォーム事業	6,129,449	－

（注）2026年2月期より連結財務諸表を作成しているため、2025年2月期の対前年同期比は記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループが長期的に競争優位性を保つためには改善すべき事項もあり、現在のインフレや金利上昇、物流の法規制強化といったマクロ環境の急激な変化に対応しつつ、以下の主要な課題に対処していく必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

（ア）ブランド力及び認知の向上

事業拡大を達成するためには、当社の認知および店舗ブランドの「LIVING HOUSE.」のブランド力の向上が不可欠と考えております。ECにおいても同じブランドにて販売を実施しているため、各種マーケティング施策やお客様との信頼の構築によってブランド力を向上させ、お客様へ価値を提供できるように取り組んでまいります。

（イ）人材の採用及び教育

“日本を「空間時間価値」先進国へ”というミッションを十分に理解し、それを継続的にお客様に還元できるように人材の採用、育成と定着を図ることが当社における重要な経営課題の一つであると捉え、当社の理念に合う人材を積極的に採用するとともに、既存社員の成長のために教育をより一層充実させてまいります。新卒社員の採用も積極的に行っており、2023年度には20名、2024年度は20名、2025年度は19名が入社しており、今後も当社の成長の源泉となる人材の採用を実施してまいります。また、特に中間マネジメント層の教育については重点課題と位置づけており、外部講師による研修などの取り組みを通じて将来の幹部候補の育成による成長基盤の強化に努めております。

（ウ）生産性の向上

お客様に提供できる価値を最大化するためには、社内のオペレーション改善を継続的に実施し、事務処理コストを軽減することで、お客様に価値を還元できると考えております。慢性的な人手不足やコスト上昇の環境下においては、業務効率化や増員のみならず、より抜本的な効率化へのシフトが必要と考えております。生成AIをはじめとする最新のITシステムへの積極投資や、継続した業務の見直しによって最適化を図り、生産性向上に取り組んでまいります。そのためには社内教育も重要であるため、社内研修を実施して継続した改善を行います。

（エ）マーケティング強化

独自のマーケティング施策を実行するとともに、DXやPR、OMO推進によって事業全体を横断するマーケティングにも取り組むことで、幅広いお客様へ価値を提供できるように努めてまいります。また、マーケティングの強化は物販にとどまらず、有料会員サービスやパートナーシップでのコンサルティング等のサービスにも寄与するため、積極的に投資を行ってまいります。

(オ) 店舗開発

これまで主に商業施設への新規出店によって成長してまいりましたが、今後も人口の多い主要都市での出店に加え、路面店やこれまで出店してきた商業施設よりも規模の小さい場所や地方の商業施設でも収益化を実現可能な体制を構築し、多くのお客様に価値を提供できるよう地方を含めた日本全国に継続して出店をすることを目指してまいります。

(カ) 新規事業開発

これまで主に既存事業である小売店舗の出店拡大や法人事業によって成長してまいりました。今後の更なる成長のために、新規事業の売上を拡大するとともに、人材採用を強化し、業務提携やM&Aを含めた資本業務提携を検討してまいります。

(キ) グループ・ガバナンスおよび連結管理体制の構築

2025年9月1日付で株式会社センプレデザインを完全子会社化したことにより、当社グループは初の連結財務諸表作成会社へと移行いたしました。これに伴い、グループ全体での内部統制およびコンプライアンス体制の再構築が急務となっています。子会社の経営状況をリアルタイムで把握するためのモニタリング体制を確立し、グループ間でのシナジー最大化を図るとともに、健全な連結経営を実現するためのガバナンス強化に取り組んでまいります。

(ク) PMIによるシナジーの創出

センプレデザイン社が長年培ってきた独自の世界観や審美眼と、当社の事業基盤およびサプライチェーンを融合させることで、新たな価値創造を目指します。両社の強みを活かした共同店舗の展開や販促企画、知見の共有を加速させ、早期に統合効果を業績に反映させることが重要な課題であると認識しております。

(ケ) 財務体質の強化と金利上昇への対応

積極的な投資活動を支えるため、資金の安定的な確保を目指します。日本銀行の金融政策転換に伴う国内金利の上昇局面を注視し、連結ベースでの有利子負債のコントロールと、投資回収期間に応じた柔軟な資金調達手法の検討を行い、財務体質の健全化に努めてまいります。

(コ) 持続可能な物流体制の構築と「2026年問題」への対応

物流業界の人手不足に加え、2026年4月より「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（通称：改正物流総合効率化法）が本格施行されます。本法により、一定規模以上の荷主企業には「物流効率化」が法的義務として課されることとなります（いわゆる物流の2026年問題）。大型商品を扱う家具・インテリア小売業として、当社グループおよび委託先において積載率向上や配送ルートの最適化を主体的に推進し、配送の安定と物流コストの抑制に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のものがあります。これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、その発生の予防、回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、当社グループとして必ずしも重要な事業上のリスクに該当しないと考える事項につきましても、投資者の判断上、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要であると考えられるものについては、投資者に対する積極開示の観点から記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 外部環境に関するリスク

① 為替変動に関するリスク

(顕在化可能性：中、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の主要な商品における外貨決済比率は仕入総額の約20%であり、為替レートの変動はユーロ建てやドル建ての輸入仕入原価や商品調達等に影響を及ぼす可能性があります。想定を超えて為替レートが円安方向に進んだ場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。原価高騰部分については値引率のコントロールと価格転嫁及び外貨決済の一部に対して為替予約を行い影響を緩和しておりますが、急激な変動や長期的な円安傾向は価格競争力の低下を招く恐れがあります。

② 金利変動に関するリスク

(顕在化可能性：中、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、設備投資やM&Aに伴う長期借入金などの有利子負債を保有しております。今後の金利上昇局面において、変動金利による借入金の利息負担が増加し、業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 物流・配送コスト

(顕在化可能性：中、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

昨今では燃料価格の高騰やインターネット通販の普及による物流会社における人材不足及び人件費の上昇によって物流コストが高騰しております。配送料の値上げも実施しておりますが、今後も物流コストが高騰し続けて消費者への価格転嫁がかなわなかった場合や、大規模災害等によって物流網に影響がでて物流コストが高騰した場合には営業利益を圧迫し、業績に影響を与える可能性があります。

④ カントリーリスク

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：大)

主要海外取引先はドイツやイタリア等のヨーロッパ諸国であるため、ウクライナ情勢やイラン情勢によって陸路、空路、海路問わず物流網に影響がでる可能性があります。また、生産地においては中国やベトナム等があり、政治的な要因によって生産地工場の稼働ができなかった場合には、供給体制に問題が発生し、業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 店舗出退店

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

主に商業施設への出店を展開しているため、今後商業施設側からの誘致が減少し、魅力的な物件が無くなった場合や、商業施設側の都合によって退店を余儀なくされる可能性があります。店舗展開が進まず、店舗数が減少した場合には業績に影響を与える可能性があります。

⑥ 競争環境

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

家具・インテリア業界には、大手の家具メーカーの他にも、当社グループと同じ価格帯での小売店等も多数存在しております。他社が差別化された商品やサービスを開発し、当社グループの競争優位性が失われた場合や、実店舗展開、EC問わず新規参入によって業界構造の変化が発生した場合には、業績に影響を与える可能性があります。継続した商品やサービスの開発及びマーケティング戦略や顧客分析による戦略の見直しによって競争優位性を確保してまいります。

⑦ 消費動向の変化

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

近年はコロナ禍においても、商業施設への積極出店によって業績拡大を維持してまいりましたが、生活環境の変化や各家庭の余剰資金の使途の多様化によって、消費動向が変化し、家具・インテリアに対する消費額が低下する場合には、業績に影響が出る可能性があります。

マーケティング支援サービスや有料会員サービス等の既存小売販売チャネル以外の事業領域における収益手段を確保し、サービスポートフォリオの多様化をすることで収益基盤を強固なものにしてまいります。

(2) 経営環境に関するリスク

① 情報システム

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：大)

基幹システムや店舗POSシステムをはじめ、商品の発注や顧客管理等の業務において、社内外のリソースやシステム、ネットワークを利用しております。また、ECによるオンライン販売も実施し、決済システムも利用しております。当該システム及びネットワークに、自然災害、人為的過誤、停電、コンピューターウィルス、ハッカー等により障害等が発生した場合、事業遂行及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の取り扱い

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：大)

お客様にご購入いただいた商品を配送するため、お客様の氏名や住所等の個人情報を保有しております。これらの個人情報が何らかの理由で社外に流出した場合には、損害賠償や信用の失墜による売上高の減少を招くことになり、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。そのため、個人情報保護規程を制定し、社員教育を実施することで情報漏洩対策を行っております。

③ 特定事業領域への依存リスク

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

家具小売販売の売上比率が高く、マクロ経済環境や消費動向等の変化によって需要が落ち込んだ場合や、国内外の物流網等のサプライチェーンに問題が発生した場合には、事業計画の達成に影響を与える可能性があります。今後新規事業領域にも進出することで回避を図ってまいります。

④ 主要な仕入先への依存リスク

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

KARE社を含め2026年2月期においては上位10社に仕入先が集中し、仕入金額の約40%を占め、マクロ環境など何らかの事情によって仕入先の稼働が停止するなどの事態が発生した場合には、適切な仕入量を確保できない可能性があります。そのため、既存取引先とは良好な関係を継続しながらも、常に新規の仕入先の開拓や商品の多様化によるリスク分散を図ってまいります。

⑤ 人材・採用・教育環境のリスク

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

事業拡大において、人材の採用及び教育は重要課題であると認識しております。店舗においては、出店に伴う販売人材の確保が必要であり、新規事業においては新たな事業領域の専門知識を有する人材の確保が必要となる場合があります。今後、当社グループの理念に合う人材確保が困難になった場合には、既存事業のみならず成長戦略へも影響を与える可能性があります。そのため、新卒及び中途採用において多角的な採用活動を実施し人材確保に努めてまいります。

⑥ 特定経営者への依存

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

代表者である北村甲介は主要な経営判断において重要な役割を果たしております。今後何らかの理由によって退任することがあった場合には、当社の業績や今後の事業計画に影響を与える可能性があります。そのため、他の経営陣や幹部への権限委譲を行うことで依存度合いを薄めてまいります。

⑦ 品質管理・商品不良

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

自社工場を保有しておらず、国内外の協力工場に商品の生産を委託しているため、工場における詳細な生産進捗状況や品質管理体制を完全に網羅することは困難であり、問題のある商品がお客様のもとへ届いた場合、商品不良によるクレームが発生する可能性があります。そのため、商品不良を防ぐために品質基準を作成し、それに基づいた検品体制を構築することでリスク軽減を図っています。

⑧ 内部管理体制

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

役員及び従業員に対し、コンプライアンス規程やコンプライアンスマニュアル等を通じ、コンプライアンスに対する意識の徹底を図っております。しかしながら、万が一、役員及び従業員が法令等に違反する行為を行った場合には、社会的信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。継続した研修や教育によって法令遵守の意識を高め、また、内部通報制度等を設けることにより牽制を図ってまいります。

⑨ 資金繰り

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

積極的な店舗開発は多額の資金を必要とし、投資回収までに長期の期間を要する場合がございます。資本投下のスピードが資金回収を大きく上回った場合には資金繰りに大きな影響を与える可能性があります。そのため、新規出店や事業開発については、取締役会において収益性を議論した上で投資判断を行い、リスク低減を図ってまいります。

⑩ 棚卸資産の評価損

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

事業及び店舗拡大に伴って、店頭在庫や倉庫の在庫金額が増加しております。在庫リスクのある商品については需要予測をしながら発注しているものの、販売が振るわず店頭でのセール販売やアウトレット店舗にて販売を行っても販売しきれない商品が発生した場合には、棚卸資産の評価損を計上することになり、業績に悪影響を与える可能性があります。

⑪ 固定資産の減損

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

商業施設等の直営店舗設備や本社設備などの固定資産を保有しており、これらの固定資産に関して減損損失を認識する必要があると判断した場合には、減損損失の計上により、業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。そのため、各店舗別の業績動向を注視して、業績が悪化している店舗については早期に原因の分析と対策を実行することで対応してまいります。

⑫ 連結経営および子会社管理に関するリスク

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は2025年9月に株式会社センプレデザインを完全子会社化し、連結経営を開始いたしました。子会社における業績の悪化や統合プロセス（PMI）の遅延が発生した場合、当初期待したシナジーが得られないだけでなく、のれん（2026年2月期末残高：21,359千円）の減損損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他の項目

① スtock・オプションの行使に伴う既存株式の希薄化

(顕在化可能性：高、顕在化する時期：1～3年以内、影響度：低)

役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、Stock・オプションを付与しております。これらのStock・オプションが権利行使された場合、既存株主の株式の価値及び議決権所有割合が希薄化する可能性があります。

② 大株主による株式売却

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：中)

当社株式のうち、代表の北村甲介とその親族関連の保有割合は89.4%になります。これらの株式が一斉に市場で売却された場合、株価を維持することができずに値崩れが発生するリスクがあります。

③ J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

(顕在化可能性：低、顕在化する時期：特定時期なし、影響度：大)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「本契約」という。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社SBI証券（以下、「同社」という。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うことと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない、法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- (4) 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- (5) 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- (7) 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- (8) 発行情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- (9) 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が
確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(18) 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第6 経理の状況 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載されているとおりであります。

(2) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）当期の経営成績の概況」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(4) 財政状態の分析

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は、4,565,036千円となりました。主な内訳は、現金及び預金1,100,239千円、商品1,533,272千円であります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は、4,486,119千円となりました。主な内訳は、長期借入金1,665,055千円、契約負債1,007,180千円であります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、78,916千円となりました。主な内訳は、利益剰余金44,346千円であります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）当期のキャッシュ・フローの概況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は205,903千円であり、主に新店舗出店に伴う内装投資及び店舗設備の導入等によるものであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループにおける報告セグメントは、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

(2026年2月28日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
LIVING HOUSE. アーバン Dock ら らぽーと豊洲店 (東京都江東区)	店舗	2,601	—	0	2,601	7 (1)
LIVING HOUSE. 横浜ベイクォー ター店 (横浜市神奈川区)	店舗	3,148	—	—	3,148	6 (1)
LIVING HOUSE. 堀江店 (大阪市西区)	店舗	8,709	—	—	8,709	5 (2)
LIVING HOUSE. ららぽーと EXPOCITY店 (大阪府吹田市)	店舗	15,974	—	—	15,974	5 (—)
大阪本社 (大阪市西区)	統括業務施設	82,291	350,000 (397.54)	1,064	433,355	33 (5)
東京本社 (東京都港区)	統括業務施設	910	—	681	1,591	54 (5)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア、車両運搬具及び工具、器具及び備品、であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 国内子会社

(2026年2月28日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社センプレデザイン	本社 (東京都目黒区)	店舗	0	—	1,315	1,315	15 (—)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア、車両運搬具及び工具、器具及び備品、であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2026年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2026年5月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	2,962,800	1,037,200	1,037,200	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	2,962,800	1,037,200	1,037,200	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式65,500株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2020年2月28日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数（個）	800（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	16,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	124（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2022年3月1日 至2030年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 124 資本組入額 62	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(注) 2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 権利者が死亡した場合には、相続人はこれを行使できないものとする。

(注) 4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第2回新株予約権（2022年4月30日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数（個）	1,250（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	25,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2024年5月2日 至2032年4月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

（注）2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 権利者が死亡した場合には、相続人はこれを行使できないものとする。

（注）4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第3回新株予約権（2022年4月30日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数（個）	500（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2022年5月2日 至2032年4月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）3．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社との間で業務委託契約、顧問契約およびアドバイザー契約等（類似する契約を含む。以下、業務委託契約等という。）が有効に存続していることを要する。ただし、当該業務委託契約等が終了している場合であっても、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者に合併等一般承継が生じた場合は、当該一般承継により権利を取得した者はこれを行使できないものとする。

（注）4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第4回新株予約権（2023年1月31日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数（個）	150（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2025年2月2日 至2033年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）3．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式がTOKYO PRO Marketを除く日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 権利者が死亡した場合には、相続人はこれを行使できないものとする。

（注）4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第5回新株予約権（2023年1月31日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数（個）	100（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	947（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自2023年2月2日 至2033年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 947 資本組入額 474	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社との間で業務委託契約、顧問契約およびアドバイザー契約等（類似する契約を含む。以下、業務委託契約等という。）が有効に存続していることを要する。ただし、当該業務委託契約等が終了している場合であっても、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使できないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使はできるものとする。
- (4) 新株予約権者に合併等一般承継が生じた場合は、当該一般承継により権利を取得した者はこれを行使できないものとする。

（注）4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

第6回新株予約権（2025年8月19日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数（個）	95（注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,500（注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,588（注） 2	同左
新株予約権の行使期間	自2027年8月20日 至2035年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,588 資本組入額 794	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 4	同左

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとしております。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

（注）2．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整に生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注）3．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (3) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (4) 権利者が死亡した場合には、相続人はこれを行使できないものとする。

（注）4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2024年11月 1 日 (注)	985, 340	1, 037, 200	—	30, 000	—	—

(注) 2024年10月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年11月 1 日付で普通株式 1 株につき20株の割合で株式分割を行っております。

(6) 【所有者別状況】

2026年 2 月28日現在

2020年 2月28日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	3	—	—	8	11	—
所有株式数（単元）	—	—	—	4,216	—	—	6,154	10,370	200
所有株式数の割合（％）	—	—	—	40.7	—	—	59.3	100	—

(7) 【大株主の状況】

2026年 2 月28日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
北村甲介	東京都世田谷区	431, 480	41. 6
株式会社共栄マネジメント	大阪市西区新町一丁目14番21-1611号	240, 000	23. 1
株式会社サイモンアンドカンパニー	東京都世田谷区駒沢一丁目15番23号-1	159, 660	15. 4
北村常明	大阪市西区	96, 560	9. 3
リビングハウス従業員持株会	大阪市西区南堀江二丁目10番 8 号	50, 200	4. 8
株式会社カヤック	神奈川県鎌倉市御成町11番 8 号	22, 000	2. 1
榊原暢宏	名古屋市昭和区	20, 000	1. 9
田村昌紀	東京都世田谷区	17, 000	1. 6
計	—	1, 036, 900	99. 9

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,037,000	10,370	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 200	—	—
発行済株式総数	1,037,200	—	—
総株主の議決権	—	10,370	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2020年2月28日臨時株主総会決議）

決議年月日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2、当社使用人 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在（2026年4月30日）の付与対象者の区分及び人数は、当社元取締役2名、当社使用人3名となっております。

第2回新株予約権（2022年4月30日定時株主総会決議）

決議年月日	2022年4月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1、当社使用人 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在（2026年4月30日）の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社使用人6名となっております。

第4回新株予約権（2023年1月31日臨時株主総会決議）

決議年月日	2023年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在（2026年4月30日）の付与対象者の区分及び人数は、当社使用人2名となっております。

第6回新株予約権（2025年8月19日取締役会決議）

決議年月日	2025年8月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在（2026年4月30日）の付与対象者の区分及び人数は、当社使用人8名となっております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

従業員持株会を運営しており、一定の基準のもと、任意で入退会ができるようになっております。本発行者情報公表日の前月末現在（2026年4月30日）の従業員持株会の当社株式所有数は50,200株となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主利益の最大化という基本原則のもと、利益配分につきましては配当と内部留保への最適な配分を行うことを経営方針としております。現在、当社は成長期にあるため、配当は実施せずに事業拡大と財務基盤強化に向けた内部留保に努めております。

将来的には、業績推移やキャッシュ・フローの状況等を勘案しながら、利益の配当と内部留保への配分を検討していく方針です。内部留保資金につきましては、既存事業の拡大、新規事業開拓、社内のインフラ整備へ有効に活用することを考えております。剰余金の配当を行う場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

なお、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	71期	72期	73期
決算年月	2024年2月期	2025年2月期	2026年2月期
最高(円)	—	—	1,588
最低(円)	—	—	1,588

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2. 当社株式は、2025年5月26日に東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高(円)	—	1,588	1,588	1,588	—	—
最低(円)	—	1,588	1,588	1,588	—	—

(注)2025年9月及び2026年1月から2026年2月については、売買実績がないため記載していません。

5 【役員の状況】

男性 5 名 女性 1 名 （役員のうち女性の比率17%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	北 村 甲 介	1977年 6 月22日生	2000年 4 月 萩島商事株式会社（現 アイア株式会社） 入社 2001年 5 月 クラブエイトカンパニー株式会社（現 株式会社ボーコンセプト・ジャパン） 入社 2002年12月 株式会社ウィークス 入社 2003年 9 月 当社 入社 2009年 2 月 当社 取締役就任 2011年 1 月 当社 代表取締役社長就任（現任） 2016年 6 月 株式会社共栄マネジメント 代表取締役（現任） 2020年12月 株式会社サイモンアンドカンパニー 代表取締役（現任）	（注 2）	（注 4）	431,480
常務取締役	空間時間創造 本部長	大 塚 貴 生	1975年 6 月17日生	1998年 4 月 日本アジア投資株式会社 入社 2003年 3 月 株式会社グローバルワイズ 入社 経営企画室長 2006年 3 月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション入社 管理部長 2007年 5 月 株式会社チチカカへ出向 管理部長 2010年 4 月 株式会社チチカカ 経営企画室長 2015年 6 月 株式会社チチカカ 営業部長 2016年 7 月 株式会社チチカカへ転籍 営業部長 2019年 7 月 株式会社田谷プロダクション入社 コンシューマプロダクツ事業本部コーポレートセールスグループゼネラルマネージャー 2020年 4 月 当社入社 執行役員 事業推進室 2021年 3 月 当社 取締役 営業本部長 2022年 3 月 当社 取締役 空間時間創造本部長 2022年 5 月 当社 常務取締役 空間時間創造本部長（現任） 2024年 4 月 株式会社大隆商事 代表取締役就任（現任）	（注 2）	（注 4）	—
取締役	—	柳 澤 大 輔	1974年 2 月19日生	1996年 4 月 ソニー・ミュージックエンタテインメント 入社 1998年 8 月 合資会社カヤック設立 無限責任社員就任 2005年 1 月 株式会社カヤック設立 代表取締役就任（現任） 2015年 9 月 株式会社テー・オー・ダブリュー 社外取締役就任（現任） 2015年11月 株式会社ブラコレ 取締役就任（現任） 2017年 6 月 ウェルブレイド株式会社（現 GLOE株式会社） 取締役就任 2019年10月 INCLUSIVE株式会社 社外取締役就任（現任） 2021年 5 月 株式会社カヤックゼロ 代表取締役就任（現任） 2022年11月 当社 社外取締役就任（現任） 2023年 2 月 株式会社フィル・カンパニー社外取締役就任（現任） 2024年 3 月 琉球フットボールクラブ株式会社代表取締役就任（現任）	（注 2）	（注 4）	—
常勤 監査役	—	玉 村 哲 治	1957年 5 月30日生	1981年 4 月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2010年10月 株式会社プロネクス 入社 2017年 6 月 株式会社大物 入社 2020年 5 月 株式会社Phoxter 常勤監査役就任 2022年 2 月 当社 常勤監査役就任（現任）	（注 3）	（注 4）	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数 (株)
監査役	—	大 貫 弘	1951年5月15日生	1975年4月 株式会社丸井 入社 2004年4月 株式会社アクセス 出向 2006年8月 株式会社インザルーム 取締役就任 2008年4月 ローラアシュレイジャパン株式会社 入社（のちに、取締役就任） 2013年6月 マイデザイン株式会社 設立 代表 取締役就任（現任） 2013年7月 株式会社センブレデザイン 顧問就 任 2019年9月 当社 監査役就任（現任）	(注3)	(注4)	—
監査役	—	坂田 美穂子	1975年10月8日生	2005年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）ク レオール日比谷法律事務所（現 CLS 日比谷東京法律事務所）入所 2012年12月 クラース銀座法律事務所（現 クラ ース東京法律事務所へ改名）開設 代表就任 2015年10月 株式会社イントラスト 社外監査役 就任（現任） 2022年4月 当社 社外監査役就任（現任） 2022年10月 日本フードデリバリー株式会社（現 株式会社くるめし）社外監査役就任 2023年5月 合同会社CRAS東京代表社員就任（現 任） 2024年6月 株式会社高速取締役（監査等委員） 就任（現任）	(注3)	(注4)	—
計							431,480

- (注) 1. 取締役柳澤大輔は社外取締役、常勤監査役玉村哲治、監査役大貫弘及び坂田美穂子は社外監査役であります。
2. 2026年5月28日開催の定時株主総会終結の時から、2027年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2025年2月28日開催の臨時株主総会終結の時から、2028年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2026年2月期に支給した役員報酬の総額は、68,604千円です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の権利を尊重し、効率的かつ透明性の高い経営とともに、中期経営計画の達成を通じて企業価値を持続的に高めていくことが経営上の最重要課題と認識しております。

その実現のために、経営における迅速で公正な意思決定を重視するとともに、監視・監督機能が十分発揮される適切なコーポレート・ガバナンスの構築と運営に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社・監査役会設置会社であり、取締役3名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）を選任しております。

当社の取締役会は、代表取締役社長 北村甲介が議長を務め、常務取締役 大塚貴生、社外取締役 柳澤大輔の3名で構成されております。原則1ヶ月に1回開催され、当社の経営に関する重要事項は取締役会決議によって決定するとともに、取締役の職務執行の監督機関として機能しております。

当社の監査役会は、常勤の社外監査役 玉村哲治が議長を務め、社外監査役 大貫弘、社外監査役 坂田美穂子の3名で構成されております。原則1ヶ月に1回開催され、相互に職務の状況について報告を行うことにより、監査業務の共有化を行っております。各監査役は、取締役会における質疑が活発に行われているか否か、ガバナンス関係や重要な経営方針について審議が時間を掛けて十分に行われているか、適切に運用されているか再確認するため取締役会へ出席しております。

監査役会設置会社を選択したのは、長期安定的体制による監査が可能で、監査役の単独権限行使ができる監査役会設置会社が現在の当社におけるガバナンス強化となること、また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役によって経営の健全性が確保されと考えていることが理由となります。

さらに、代表取締役社長直轄の独立機関である内部監査室と連携することで経営に対する監査・監督機能が十分に機能するものと考え、当該体制を採用しております。また、監査役会は、監査法人と定期的に協議を行い、連携しております。

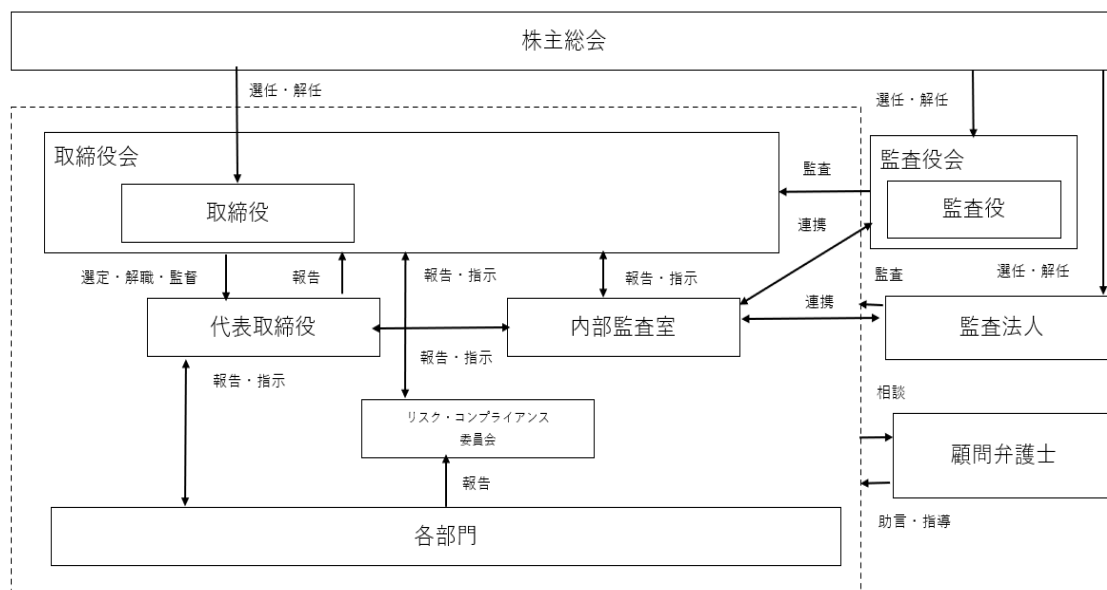
また、代表取締役社長の北村甲介が委員長を務めるリスク・コンプライアンス委員会を設置することで、ガバナンス体制の強化を図っております。

これらにより、適切な監督を実施しつつ事業環境の急激な変化にも機動的に対応できる経営体制の構築を目指しております。

機関毎の構成員は次のとおりであります（◎は議長・委員長を示します）。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役社長	北村 甲介	◎		◎
常務取締役	大塚 貴生	○		○
取締役（社外）	柳澤 大輔	○		
常勤監査役（社外）	玉村 哲治	○	◎	○
監査役（社外）	大貫 弘	○	○	○
監査役（社外）	坂田 美穂子	○	○	○
執行役員	山崎 章範	○（オブザーバー）		○
執行役員	井上 雄太	○（オブザーバー）		○
執行役員	中井 伶音	○（オブザーバー）		○
執行役員	森 一就	○（オブザーバー）		○（オブザーバー）

当社の本発行者情報公表日現在における経営管理組織体制図は以下のとおりです。



③ 企業統治に関するその他の事項

会社の機関・内部統制システムの整備の状況

当社は、以下のとおり定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役、執行役員及び使用人が遵守すべき行動規範である「スピリッツ」を実践するとともに、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、取締役、執行役員及び使用人に周知徹底し、その遵守に努める。
- 2) 「取締役会規程」など会社実務を明確化するために社内諸規程や社内マニュアル等を整備し、取締役、執行役員及び使用人が具体的に判断並びに行動するための規範を確保する。
- 3) 取締役は、重大な法令、定款、規制及び社内規程違反に関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
- 4) 代表取締役社長を委員長として、取締役、監査役、執行役員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の醸成を図るための組織体制を確立するとともに、適正な運営を図る。
- 5) 「内部通報規程」を定め、不正行為等に関する通報等を経営陣から独立した部門担当者や社労士等を受付窓口とした通報ルートを設置する。なお、会社は、通報者が通報等をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- 6) 取締役、執行役員及び使用人の職務執行の適正性を確保するために、内部監査担当者を配し、「内部監査規程」に基づく監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」などの社内規程に基づき、紙又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理する。
- 2) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう検索性に配慮して保存管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 代表取締役社長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、「リスク・コンプライアンス管理規程」及び「内部通報規程」を制定し、可能な限りリスクを未然に防ぎ、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- 2) 定期的に関開するリスク・コンプライアンス委員会を通じて、業務執行上のリスクについて適時把握し、その対応方針を審議するとともに、特に重大なリスクについては、取締役会に報告する。

- 3) 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を直ちに設置し、迅速に対応を検討し、被害及び損失の拡大を最小限に止める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて取締役会を開催し、機動的な意思決定並びに適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - 2) 中期経営計画及び年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会にて経営指標の分析及び進捗管理を通じて、業績目標の達成を図る。
 - 3) 取締役会の決定に基づく日常の職務執行を効率的に行うため「業務分掌規程」並びに「職務権限規程」を制定し、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人の登用を求めた場合は、当社使用人から監査役補助者を任命する。
 - 2) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱し、取締役からの独立性を確保するとともに、当該期間中の使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の同意を要する。
 - 3) 監査役補助者は、業務執行に係る役職を兼務しない。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 取締役会等の重要な会議には監査役が出席し、経営における重要な意思決定並びに業務の執行状況について把握できる体制を維持する。
 - 2) 取締役、執行役員及び使用人は、法令もしくは定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を監査役に対し、速やかに報告する。
 - 3) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
 - 4) 監査役の求めに応じて報告を行ったことを理由として、取締役、執行役員及び使用人に対し、不利益な処遇を行うことを禁止する。
 - 5) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査法人及び内部監査担当者より監査実施状況等について報告を受けるとともに、定期的に情報交換及び協議を行う。
 - 2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - 3) 監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

④ 役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労 金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	57,600	57,600	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	11,004	11,004	—	—	—	4

⑤ 取締役の定数

当社は、取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑦ 取締役会出席状況

取締役会は、毎月1回の定時の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、定期的な情報共有を行っております。最近事業年度における個々の取締役・監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
北村 甲介	14	14
大塚 貴生	14	14
柳澤 大輔	14	14
玉村 哲治	14	14
大貫 弘	14	14
坂田 美穂子	14	14

⑧ 取締役の解任の決議要件

当社は、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の解任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑫ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償契約の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑬ 会計監査の状況

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項に基づき、監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は橋本 民子氏及び田口 真樹氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、その他12名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士その他補助者との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	18,500	—
連結子会社	—	—
計	18,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査日数、業務内容等を検討し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当連結会計年度（2025年3月1日から2026年2月28日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年3月1日から2026年2月28日まで）の連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2	1,100,239
売掛金		143,735
商品		1,533,272
未収入金		217,616
その他		124,891
貸倒引当金		△5,495
流動資産合計		3,114,259
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2	527,350
土地	※2	350,000
建設仮勘定		16,337
その他		9,346
有形固定資産合計	※1	903,034
無形固定資産		
ソフトウェア		30,130
のれん		21,359
リース資産		3,788
無形固定資産合計		55,278
投資その他の資産		
敷金及び保証金		453,633
繰延税金資産		9,929
その他		27,327
投資その他の資産合計		490,890
固定資産合計		1,449,203
繰延資産		
社債発行費		1,574
繰延資産合計		1,574
資産合計		4,565,036

(単位：千円)

当連結会計年度
(2026年2月28日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	411,764
短期借入金	30,000
1年内償還予定の社債	60,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 775,087
未払法人税等	3,405
未払消費税等	42,376
契約負債	1,007,180
賞与引当金	92,520
その他	228,263
流動負債合計	2,650,598
固定負債	
社債	30,000
長期借入金	※2 1,665,055
資産除去債務	88,182
その他	52,284
固定負債合計	1,835,521
負債合計	4,486,119
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
資本剰余金	3,000
利益剰余金	44,346
株主資本合計	77,346
新株予約権	1,570
純資産合計	78,916
負債純資産合計	4,565,036

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
売上高	※1	6,129,449
売上原価		3,019,287
売上総利益		3,110,161
販売費及び一般管理費	※2	3,167,272
営業損失(△)		△57,111
営業外収益		
受取利息		588
為替差益		6,173
助成金収入		1,534
受取保険料		1,087
その他		821
営業外収益合計		10,204
営業外費用		
支払利息		35,477
その他		2,693
営業外費用合計		38,170
経常損失(△)		△85,077
特別利益		
固定資産売却益	※3	27
特別利益合計		27
特別損失		
固定資産除却損	※4	1,911
特別損失合計		1,911
税金等調整前当期純損失(△)		△86,961
法人税、住民税及び事業税		6,530
法人税等調整額		36,265
法人税等合計		42,796
当期純損失(△)		△129,757
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△129,757

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
当期純損失(△)	△129,757
その他包括利益	—
包括利益	△129,757
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	△129,757
非支配株主に係る包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自2025年3月1日 至2026年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本				非支配株主 持分	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
当期首残高	30,000	3,000	174,103	207,103	—	—	207,103
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期 純損失(△)	—	—	△129,757	△129,757	—	—	△129,757
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	1,570	1,570
当期変動額合計	—	—	△129,757	△129,757	—	1,570	△128,187
当期末残高	30,000	3,000	44,346	77,346	—	1,570	78,916

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失 (△)	△86,961
減価償却費	63,950
繰延資産償却額	1,259
のれん償却額	2,373
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,305
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,427
受取利息及び受取配当金	△588
支払利息	35,477
為替差損益 (△は益)	0
固定資産売却益	△27
固定資産除却損	1,911
売上債権の増減額 (△は増加)	△13,221
たな卸資産の増減額 (△は増加)	12,382
仕入債務の増減額 (△は減少)	△299
契約負債の増減額 (△は減少)	148,812
その他	77,142
小計	238,089
利息及び配当金の受取額	588
利息の支払額	△34,406
法人税等の支払額	△6,062
法人税等の還付額	13,578
営業活動によるキャッシュ・フロー	211,786
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△30,000
有形固定資産の取得による支出	△162,977
有形固定資産の除却による支出	△16,925
有形固定資産の売却による収入	27
無形固定資産の取得による支出	△8,363
保証金差入れによる支出	△37,775
保証金返還による収入	43,823
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △6,408
その他	△17,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△236,198
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	1,060,000
長期借入金の返済による支出	△499,327
社債の償還による支出	△80,000
その他	△1,477
財務活動によるキャッシュ・フロー	479,195
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	454,783
現金及び現金同等物の期首残高	595,456
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,050,239

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 株式会社センブレデザイン

当連結会計年度において、株式会社センブレデザインの全株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 : 58～67年

建物附属設備 : 3～22年

車両運搬具 : 2年

工具、器具及び備品 : 5～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用）：社内における利用可能期間（5年）

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 繰延資産の処理方法

イ 社債発行費

償還期間（5年）で定額法により償却する方法

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

イ 店舗販売、オンライン販売及び卸売販売等

当社は主に家具・雑貨等の販売を事業としており、店舗販売、オンライン販売及び卸販売等においては、顧客へ商品を引き渡した時点及びサービスの提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客への納品日及びサービスの提供を完了した日に収益を認識しております。

ロ パートナー企業の支援による収入、他社商品のマーケティング支援による収入、及び、スタジオ運営による収入等

パートナー企業の支援は、顧客との契約に基づき、サービスを提供する履行義務を負っており、また、契約締結時に受領する加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

他社商品のマーケティング支援は、顧客との契約に基づき、当該履行義務が一定期間の契約の場合は、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて均等に収益を認識しております。

スタジオ運営は、顧客との契約に基づき、ユーザーの利用日にサービス提供することで履行義務が充足されることからサービスの提供を完了した日に収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（５年）にわたって、均等償却を行うこととしております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資です。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	9,929

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末における回収可能性の検討においては、過去（3年）及び当連結会計年度の経営成績、課税所得及び税務上の繰越欠損金の有無を踏まえ、中期経営計画等を総合的に勘案し、一時差異等加減算前課税所得等を合理的に見積ると共に、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている要件に基づき分類し、その上で、一時差異の解消時期をスケジューリングし、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、当社が策定した中期経営計画等を基礎として売上高予測をその主要な仮定としております。

当該見積りについては、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産（のれんを含む）の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	903,034
無形固定資産（のれんを含む）	55,278
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位とし、全社共用資産については、共用資産を含むより大きな単位である全社でグルーピングしております。また、無形固定資産のうち、被取得企業又は譲り受けた事業の超過収益力として認識されたのれんは、のれんを含む資産グループで行っており、定期的に償却しております。

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出にあたっては、取締役会で承認された事業計画等を基準として合理的な見積りを行っております。事業計画の策定における主要な仮定は、売上高の成長見通しであります。売上高の成長見通しは過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もっております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、資産グループごとの事業計画等を基礎としており、市場環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2026年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	373,996千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年2月28日)
建物	68,692千円
土地	350,000
定期預金	20,000
計	438,692

担保付債務は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2026年2月28日)
長期借入金(1年内返済分を含む)	356,975千円
計	356,975

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
給与手当	842,873千円
地代家賃	586,283
賞与引当金繰入額	175,069
減価償却費	55,698

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
車両運搬具	27千円
計	27

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
建物	1,911千円
計	1,911

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度（自2025年3月1日 至2026年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	1,037,200	—	—	1,037,200
合計	1,037,200	—	—	1,037,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自2025年3月1日 至2026年2月28日)
現金及び預金勘定	1,100,239千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△50,000
現金及び現金同等物	1,050,239

※2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社センブレデザインを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	292,628千円
固定資産	82,341
のれん	23,732
流動負債	△190,839
固定負債	△98,478
株式の取得価額	109,384
支配獲得時までの取得価額等	△14,090
現金及び現金同等物	△88,885
差引:連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6,408

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

該当事項はありません。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	当連結会計年度 (2026年2月28日)
1年内	27,011
1年超	1,808
合計	28,819

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

店舗などの賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、差入先、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

社債及び借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金、敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建金銭債権債務については、為替変動の状況をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度（2026年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	453,633	371,148	△82,484
資産計	453,633	371,148	△82,484
(1) 社債（1年以内に償還予定のものを含 む）	90,000	88,274	△1,725
(2) 長期借入金（1年以内に返済予定の ものを含む）	2,440,142	2,326,034	△114,107
負債計	2,530,142	2,414,309	△115,832

（注）1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注1）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,100,239	—	—	—
売掛金	143,735	—	—	—
合計	1,243,975	—	—	—

（注2）社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	60,000	30,000	—	—	—	—
長期借入金	775,087	576,199	458,192	325,618	122,535	182,511
合計	835,087	606,199	458,192	325,618	122,535	182,511

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	371,148	—	371,148
資産計	—	371,148	—	371,148
社債（1年以内に償還予定のものを含む）	—	88,274	—	88,274
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	—	2,326,034	—	2,326,034
負債計	—	2,414,309	—	2,414,309

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自2025年3月1日 至2026年2月28日)
一般管理費の株式報酬費用	1,570

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社使用人 4名	当社取締役 1名 当社使用人 7名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 38,000株	普通株式 29,000株	普通株式 10,000株
付与日	2020年2月29日	2022年5月1日	2022年5月1日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年3月1日から2030年 1月31日まで	2024年5月2日から2032年 4月29日まで	2022年5月2日から2032年 4月29日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 2名	社外協力者 1名	当社使用人 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,000株	普通株式 2,000株	普通株式 9,500株
付与日	2023年2月1日	2023年2月1日	2025年9月4日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年2月2日から2033年 1月31日まで	2023年2月2日から2033年 1月31日まで	2027年8月20日から2035年 8月19日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権は2024年11月1日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年2月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	16,000	25,000	10,000	3,000	2,000	—
付与	—	—	—	—	—	9,500
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	16,000	25,000	10,000	3,000	2,000	—
未確定残	—	—	—	—	—	9,500
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
権利確定	16,000	25,000	10,000	3,000	2,000	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	16,000	25,000	10,000	3,000	2,000	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権は2024年11月1日付株式分割（普通株式1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	124	947	947	947	947	1,588
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	661

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権は2024年11月1日付株式分割（普通株式1株につき20株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権)

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式の価値は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）によっております。

(第6回新株予約権)

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	42.26%
予想残存期間	(注) 2	5.96年
予想配当	(注) 3	0.00%
無リスク利子率	(注) 4	1.24%

(注) 1. 評価基準日における発行会社の類似業種の普通株式の東京証券取引所における終値に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 直近の2025年2月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する安全資産の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度における本源的価値の合計額

49,064千円

当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産	
一括償却資産	540千円
投資有価証券評価損	26,339
未払事業所税	695
長期未払金	13,473
賞与引当金	32,743
貸倒引当金	1,640
資産除去債務	31,207
減損損失	11,558
税務上の繰越欠損金(注) 1	53,977
その他	3,656
繰延税金資産小計	175,831
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 1、2	△53,977
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△93,305
評価性引当額小計	△147,282
繰延税金資産合計	28,548
繰延税金負債	
資産除去債務	△17,968
その他	△651
繰延税金負債合計	△18,619
繰延税金資産(負債)の純額	9,929

(注) 1. 当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が53,977千円発生しております。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2026年2月28日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	10,462	4,048	—	39,466	53,977
評価性引当額(※2)	—	—	△10,462	△4,048	—	△39,466	△53,977
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

※2 税務上の繰越欠損金53,977千円(法定実効税率を乗じた額)については、当社における税務上の繰越欠損金残高53,977千円(法定実効税率を乗じた額)の全額であり、回収不能と判断し繰延税金資産を認識しておりません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失のため注記を省略しております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.5%から35.3%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産が235千円増加し、法人税等調整額が235千円減少しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称 株式会社センプレデザイン

事業の内容 家具・インテリア等の販売、撮影用スタジオの運営

(2) 企業結合を行った主な理由

家具・インテリア業界では、大手チェーンの寡占が進むなかで、地方はもちろん、都市部においても、個性的な中小企業が価格競争、事業承継、物流費の高騰などの課題に直面しています。こうした業界課題に対し、当社では「共に未来を創る“仲間”と連携し、個性を活かした共創を図る」協調型の成長戦略を推進しています。今回のセンプレデザイン社のグループ化は、その第一弾として位置づけています。すでに2024年8月8日には資本業務提携を締結、両社による初のコラボ業態「/SEMPRE（スラッシュセンプレ）」が、リビングハウス横浜ベイクォーター店内にオープンし、販促企画や社員の相互交流など、シナジーを最大限に活かした取り組みを進めてきました。リビングハウスの事業基盤、幅広い顧客接点、サプライチェーンと、センプレが長年大切にしてきた世界観設計や奥行きのある審美眼を掛け合わせることで、「空間」と「時間」の体験価値をより高い次元で社会に届けられると確信しています。当社が持つ経営ノウハウを活かし、センプレデザイン社の企業力を高めることで、ブランド価値や社員のES（従業員満足度）の向上にもつなげることはもちろん、互いを尊重し合う“仲間”として、新たな価値を共創してまいります。

(3) 企業結合日

2025年9月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 当社が現金を対価とする株式取得により、株式会社センプレデザインの議決権の100%を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年9月1日から2026年2月28日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	109,384千円
取得原価		109,384

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 3,200千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

23,732千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	292,628千円
固定資産	82,341
資産合計	374,969
流動負債	190,839
固定負債	98,478
負債合計	289,318

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に店舗及びオフィスの不動産賃貸借契約に係る原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%～2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
期首残高	66,967千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,028
新規連結子会社の取得に伴う増加額	7,115
時の経過による調整額	690
資産除去債務の履行による減少額	△9,620
期末残高	88,182

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自2025年3月1日 至2026年2月28日）

	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
収益認識の時期	
一時点で移転される財又はサービス	6,009,278千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	120,171
顧客との契約から生じる収益	6,129,449
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,129,449

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	合計
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	83,390
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	143,735
契約負債（期首残高）	815,693
契約負債（期末残高）	1,007,180

契約負債は、商品の引き渡し前に顧客から受領した前受金及びパートナー企業の支援契約等に基づき受領した前受金で、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれた金額は、814,626千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	1,006,695
1年超	485
合計	1,007,180

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

当社は、ライフデザインプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当連結会計年度（自2025年3月1日 至2026年2月28日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	北村甲介	—	—	当社代表 取締役	(所有) 直接 41.6 間接 38.5	債務被 保証	不動産賃借 に対する債務 被保証 (注) 1	58,449	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

北村甲介は当社の出店している商業施設との賃貸借契約及び東京本社事務所における賃貸借契約に係る保証を行っております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額には年間の賃借料を記載しております。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自2025年3月1日 至2026年2月28日)
1株当たり純資産額	74.57円
1株当たり当期純損失(△)	△125.10円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 2026年2月期より連結財務諸表を作成しているため、2025年2月期の数値は記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2025年3月1日 至2026年2月28日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△129,757
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△129,757
普通株式の期中平均株式数(株)	1,037,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類 (新株予約権の数2,895個)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社リビングハウス	株式会社リビングハウス 第5回無担保社債	2020年3月25日	20,000 (20,000)	—	0.25	なし	2025年3月25日
株式会社リビングハウス	株式会社リビングハウス 第6回無担保社債	2022年5月25日	150,000 (60,000)	90,000	0.46	なし	2027年5月20日
合計	—	—	170,000 (80,000)	90,000 (60,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償却予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
60,000	30,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	30,000	2.22	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	775,087	1.63	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	1,665,055	1.68	2027年5月～ 2035年4月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	—	2,470,142	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。) の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	576,199	458,192	325,618	122,535

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載しているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に よることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.livinghouse.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社リビングハウス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 民子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田口 真樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リビングハウスの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リビングハウス及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。